

「業務命令違反」の乱発と 不当処分を撤回せよ！

昨年7月「主任レポート」が一方的に実施されて以降、会社は組合に対して一切説明もせず、就業規則を変更し主任層に対して助役の補佐と称して、社員管理を義務付けました。

私たちは、会社に対して解明要求を申し入れましたが、会社は労使間での協議を一切拒否しました。そのような会社に対して、私たちは各職場で「主任レポート」について説明を求めてきましたが、管理者は一切答えず、ただ「業務命令違反」を乱発するだけでした。何の説明もない中で「内容が良くわからない」「書こうにも書くことがない」等の理由から提出出来なかったのです。

しかし、会社は「主任レポート」を提出しなかった組合員に対して「業務命令違反」を理由に不当にも「口頭注意」処分を通告してきたのです。さらに会社は、「『業務指示違反』を受けた組合員はさみだれ的に処分を出す」とも言っています。断じて許すことはできません。

私たちは、会社による処分の乱発を許さず不当処分撤回に向けて闘っていきましょう。

会社の言うことは、

何でもかんでも「業務命令」なのか？

